

M&P Legal Note EX note 2024-2

# 【記事解説】『生成 AI「ただ乗り」へ危機感 無断学習の歯止め案、国がパブコメへ』へのコメント

2024 年 1 月 16 日  
松田綜合法律事務所  
弁護士 森田 岳人

※この記事は松田綜合法律事務所の note に掲載したものです。

<https://note.com/mandp/n/n04e3b0c90d32>

[生成 AI「ただ乗り」へ危機感 無断学習の歯止め案、国がパブコメへ：朝日新聞デジタル 生成 AI（人工知能）による記事や画像データなどの無断利用が著作権侵害にあたる場合もあるとした「AI と著作権に関する考え方 www.asahi.com](#)

ニュースコメント（生成 AI と著作権法）

著作権法 30 条の 4 柱書きは、「著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。」と定めています。「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」（非享受目的）とは、端的に言えば音楽や絵画といった著作物を鑑賞等をする目的でないような場合をいいます。もっぱら著作物を享受する目的で情報解析のために複製等を行う場合や、著作物を享受する目的と非享受の目的が併存する場合には、法 30 条の 4 は適用されず、権利者の許諾なく情報解析のための複製等を行うと著作権侵害となります。

この点、文化庁は昨年 12 月に公表された素案について 1 月 15 日に修正版を公表しました。実質的な内容に変更はございませんが、例えば、生成 AI によって WEB ニュース等の

創作的表現が含まれる記事を学習するために複製する際、当該 WEB ニュースの創作的表現をそのまま出力することも目的としている場合には、当該複製行為は著作権法 30 条の 4 の非享受目的の利用とは認められない、といったことを明確にしています。

また、特定のイラストレーター A の作品である著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことにより、あたかも A の作品であるかのような生成物を AI が容易に作成することができることへの懸念も従来から指摘されています。開発学習段階においては、単なるアイデアレベル「作風・画風」が共通しているにとどまらず、表現レベルにおいてもイラストレーター A の作品群に創作的表現があると認められる場合には、意図的にイラストレーター A の作品似た生成物を作成するためにイラストレーター A の作品を学習することはやはり法 30 条の 4 の非享受目的の利用にはあたりません。また、生成・利用段階においても、AI が作成した生成物が、イラストレーター A の作品の「作風・画風」の共通に留まらず、表現レベルにおいてもイラストレーター A の作品の創作的表現を直接感じられる場合、生成行為や利用行為は著作権侵害になります。

---

この記事に関するお問い合わせ、ご照会は以下の連絡先までご連絡ください。

弁護士 森田 岳人

<https://jmatsuda-law.com/members/taketo-morita/>

info@jmatsuda-law.com

松田綜合法律事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号 大手町野村ビル 10 階

電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102

この記事に記載されている情報は、依頼者及び関係当事者のための一般的な情報として作成されたものであり、教養及び参考情報の提供のみを目的とします。いかなる場合も当該情報について法律アドバイスとして依拠し又はそのように解釈されないよう、また、個別な事実関係に基づく具体的な法律アドバイスなしに行われされないようご留意下さい。